

令和8年度

年末たすけあい運動「慰問金」申請について(お知らせ)

毎年12月1日から31日までご協力いただいております「年末たすけあい運動」の募金は、福祉ニーズを持つ世帯への年末慰問金や多摩区社会福祉協議会の実施する福祉事業に活用しています。

今年度も年末たすけあい運動慰問金の申請を下記のとおり受付けます。交付が決定された方には、昨年度と同様に12月下旬に現金書留等でお渡しいたします。なお、審査の結果、慰問金対象世帯に該当しない等の理由で交付できない場合もございますのでご了承ください。

慰問金対象世帯

次のいずれかの項目に該当し、多摩区内で在宅生活している方のいる世帯

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| 1 身体障害者手帳1級又は2級の方 | 【添付書類：身体障害者手帳の写し】 |
| 2 療育手帳Aの方 | 【添付書類：療育手帳の写し】 |
| 3 精神障害者保健福祉手帳1級の方 | 【添付書類：精神障害者保健福祉手帳の写し】 |
| 4 介護保険による要介護認定が4又は5の方 | 【添付書類：介護保険証の写し】 |

注1：福祉施設等で生活されている方は、対象外となります。

注2：令和8年10月1日から10月31日までの申請期間中、上記の1から4の要件に該当する方がいる世帯の方が申請できます。

注3：年末慰問金は、世帯に対して交付します。(同一の世帯に対象の方が複数いる場合や、対象となる要件に複数該当する場合でも、1世帯当たり1件の申請となります。)

申請について

申請期間は、**令和8年10月1日(木)から10月31日(土)まで**です。

「年末たすけあい運動『慰問金』交付申請書」に必要事項をご記入の上、添付書類と併せて多摩区社会福祉協議会に直接来所又は郵送で、令和8年10月31日(土)(消印有効)までにご提出ください。申請期間終了後は受け付けできません。

添付書類につきましては、**現住所・氏名・等級及び認定内容**がわかる部分をコピーしてください。

申請書及び申請用封筒(切手代は申請者負担)は、9月24日(木)以降に多摩区社会福祉協議会、多摩区役所(1階・7階・8階・9階)、生田出張所、区内行政サービスコーナー、区内地域包括支援センター、区内障害者相談支援センター、区内地域活動支援センター、区内老人いこいの家及び多摩老人福祉センターに配置します。

昨年度に年末慰問金を受け取られた世帯には、申請書を郵送でお届けいたします。
※民生委員児童委員や町会等からの配布はございません。

慰問金の金額について

慰問金額は、今年度の年末たすけあい運動の募金金額によって変わり、「年末たすけあい運動配分委員会」で決定いたします。

～申請先及びお問い合わせ先～

川崎市多摩区社会福祉協議会 地域課

〒214-0014 川崎市多摩区登戸1891 第3井出ビル3階 福祉パルたま内

電話 044(935)5500 FAX 044(911)8119